

### 空き家の相談会

無料

時7月30日(日)午前10時〜午後2時  
場市民会館 内相続・登記、売買・賃貸、解体・リフォーム、除草、資金などの相談(Zoomでの相談可) 講法務、不動産建築、金融、行政などの専門家  
定7組14人(先着順)  
持建物の写真・登記簿、公図など 申電話で  
問住宅政策課 573-2751

### 「森のびんご」参加者募集

無料

時8月3日(木) 内蓬萊学習センターでブルーベリージャム作りを体験して、安達ヶ原ふるさと村で元気に遊んで、楽しい夏休みの思い出をつくりましょう。  
対ひとり親世帯、就学援助を受けている世帯、生活保護世帯などの小学生 定35人(申込者多数の場合抽選) 申7月14日(金)までに地区の民生児童委員に申し込み(民生児童委員同行のため) 問市民生児童委員協議会事務局(市社会福祉協議会内) 533-8881

### 住民税非課税世帯などへ臨時の特別給付金

時9月29日(金)まで 内住民税非課税世帯と家計急変世帯へ特別給付金(1世帯当たり3万円)を支給 対令和5年4月1日時点で市に住民票があり、次のい

① 令和5年度の住民税非課税世帯(令和4年度住民税非課税世帯としてすでに3万円を受給した世帯を除く)

② 世帯員の中に令和5年1月2日以降に本市に転入した方、または未申告の方がいる令和5年度非課税世帯

③ 令和5年1月以降に家計が急変し、収入などが住民税非課税世帯と同じ水準になっている世帯(住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯を除く)

申17月上旬に市から郵送される確認書で②③7月5日(水)から電話で事前予約の上、窓口で

問給付金コールセンター ※土日・祝日を除く。

0120-427-425



### マイナンバーカードの受け取りは早めに

内最大で2万円分のポイントがもらえるマイナンバーカード第2弾の申込期限は令和5年9月末です。9月は交付窓口の混雑が予想されますので、「交付通知書」をお持ちの方は、早めのカードの受け取りをお願いします。  
対令和5年2月末までにカードの申請をした方  
マイナンバーカードに関すること 問市民課 535-7311  
マイナポイントに関すること 問デジタル推進課 572-3943

### 令和5年度国民健康保険税納税通知書を発送します

発送/7月13日(木) 国民健康保険税は、4月(または国保取得月)翌年3月までの1年間の税額を8回に分けて納付いただきます。  
令和5年4月1日以降に国保に加入した方には、7月までに国保の喪失手続きをしていても月

### 限度額適用(標準負担額減額)認定証の更新手続きが必要です

内有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降も認定証が必要な方は、7月中に新たに申請をしてください。  
問国保年金課 525-3773

### 後期高齢者医療被保険者証を更新します

内ピンク色の被保険者証の有効期限は7月31日(月)です。オレンジ色の新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。8月1日(火)からは、新しい被保険者証をお使いください。  
令和5年度の保険料額決定通知および納入通知書は、8月初旬に郵送します。期日までの納付にご協力ください。  
問国保年金課 525-3724

### 国民年金保険料の納付が困難なときは免除・猶予制度をご利用ください

内収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが経済的に難しいときは、免除・納付猶予制度が利用できます。老齢年金や障害年金、遺族年金などの年金を受給するには一定の納付期間が必要です。免除や納付猶予により将来の年金受給権を確保できます。  
※新型コロナウイルス感染症の

## 7月の各種相談 無料

相談内容	相談・予約・問
法律(弁護士) 要予約 ※年度内1人1回	市民相談室 535-2121 予約受け付け/毎週月~金曜日 午前9時30分~正午、午後1時~4時45分
市政・一般(生活課相談員)	県司法書士会福島支部 529-7331
登記(司法書士)	県公共福祉登記士地家屋調査士協会県北支所 531-0986
土地家屋調査(土地家屋調査士会)	相談/問・ 521-8331 問/福島行政監視行政相談センター 534-1101
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	県社会保険労務士会 526-2270 534-5432
年金・労働(社会保険労務士) 要予約 ※Zoomでも対応可	法テラスサポートダイヤル 0570-078374
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供(電話・メールフォームで)	法テラス福島 0570-078370
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	県政相談コーナー 521-4281
交通事故	消費生活センター 522-5999
消費生活(生活課消費生活相談員)	消費生活センター 522-7867
多重債務110番(生活課消費生活相談員)	権利擁護センター 533-3341 533-8879 @kenriyougou@f-shishakyo.or.jp
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	こども家庭課 525-3780
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)	県労働委員会事務局 521-7594
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	総合労働相談コーナー 536-4600 0800-8004611(労働者フリーダイヤル)
労働困りごと相談窓口	福島労働局雇用環境・均等室 536-4609
労働局総合労働相談コーナー(解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談)	市社会福祉協議会 563-7765 533-5262 @soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	障がい者差別相談窓口(電話・ファクス・メールで)
障がい者差別相談窓口	みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810
障がい者差別相談窓口(電話・ファクス・メールで)	定住交流課(市国際交流協会事務局) 525-3739 533-5263 @teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
人権なんでも相談	県国際交流協会 524-1316 521-8308 @ask@worldvillage.org
外国人の生活相談	県国際交流協会 524-1316
外国人住民のための相談窓口(来所・電話・ファクス・メール・LINEで)	
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	

日時など詳しくは市HPをご覧ください▶

震災関連相談はこちら▶

## 7月のイベントカレンダー

毎月のイベント情報を市HP内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。

割課税分があるため、納税通知書が送付される場合があります。税額は前年中の所得や世帯構成、税率の変更により毎年見直します。納税通知書と同封するチラシで変更内容をご確認ください。  
問国保年金課 525-3735

## 後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

令和5年度の保険料額決定通知および納入通知書を8月初旬にお送りします。

〈令和5年度の保険料計算方法〉  
保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。

保険料(年額)	均等割額(被保険者全員が均等に負担)	所得割額(所得に応じて負担)
均等割額と所得割額の合計 ※最高限度額66万円 100円未満切捨て	44,300円 ※世帯の所得に応じて軽減措置があります。	(総所得金額等-43万円) ×所得率8.48%

〈保険料の負担〉  
・年度途中で資格取得した場合は、その月の保険料から。  
・年度途中で資格喪失した場合は、その月の前月分まで(喪失日が月末の場合はその月まで)。

〈令和5年度の均等割額軽減措置〉  
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が基準額以下の場合、均等割額は軽減されず。詳しくは、保険料額決定通知書をご覧ください。  
問国保年金課 525-3724

## 犯罪被害者等見舞金等制度

内殺人や傷害など、故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負われた方の経済的負担の軽減を目的とした見舞金等制度を創設しました(令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象)。詳しくは市HPをご覧ください。  
問生活課 525-3787

---

## 国保・年金

### 高齢受給者証を更新します

内国民健康保険の高齢受給者証は毎年更新されます。新しい高齢受給者証(赤紫色)の発送/7月21日(金) 及び茶色の高齢受給者証は8月以降使用できません。細かく判断するなど、個人情報を読み取れないようにしてご自身で廃棄してください。  
問国保年金課 525-3735

---

## 菌をつけない、増やさない、やっつけるで防ごう!夏の食中毒

内気温が高くなると、細菌による食中毒が増加します。食中毒は重症化して命に関わる場合もあります。これからの季節は特